

令和4年度第2回医道審議会 医師分科会医学生共用試験部会	資料 1
令和4年12月14日	

共用試験実施機関の指定について

1. これまでの経緯等

- 令和2年5月 医師分科会報告書「シームレスな医師養成に向けた共用試験の公的化といわゆる Student Doctor の法的位置づけについて」
- 令和3年5月 「良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律」公布
- 令和4年3月30日 医学生共用試験部会
- 4月22日 医学生共用試験部会
- 5月23日 医学生共用試験部会「公的化後の共用試験に関する意見」
- 11月1日 厚生労働省令（※1）及び告示（※2）の公布、
共用試験実施機関の公募
 - ※1「医師法第十七条の二第一項に規定する大学において医学を専攻する学生が臨床実習を開始する前に修得すべき知識及び技能を具有しているかどうかを評価するために大学が共用する試験を定める省令」（令和4年厚生労働省令第153号）
 - ※2「医師法第十七条の二第一項に規定する大学において医学を専攻する学生が臨床実習を開始する前に修得すべき知識及び技能を具有しているかどうかを評価するために大学が共用する試験を定める省令第二条第三項第三号に規定する厚生労働大臣が定める基準」（令和4年厚生労働省告示第324号）
- 11月9日 共用試験実施機関公募の締切
 - ・公益社団法人医療系大学間共用試験実施評価機構から申請があり、「医学生共用試験要綱」が提出された
- 令和5年4月1日 改正医師法の施行（一部）

2. 関係の規定

●改正後の医師法（令和5年4月1日施行）

第十七条の二 大学において医学を専攻する学生であつて、当該学生が臨床実習を

開始する前に修得すべき知識及び技能を具有しているかどうかを評価するために大学が共用する試験として厚生労働省令で定めるものに合格したものは、前条の規定にかかわらず、当該大学が行う臨床実習において、医師の指導監督の下に、医師として具有すべき知識及び技能の修得のために医業（政令で定めるものを除く。次条において同じ。）をすることができる。

●厚生労働省令

（共用試験実施機関の指定）

第二条 共用試験は、厚生労働大臣が指定する機関（以下「共用試験実施機関」という。）が実施するものとする。

2 前項の指定は、共用試験を行おうとする者の申請により行う。

3 厚生労働大臣は、他に第一項の規定による指定を受けたものがなく、かつ、前項の申請が次の各号に掲げる要件（以下「指定要件」という。）を満たしていると認めるときでなければ、共用試験実施機関の指定をしてはならない。

一・二（略）

三 行おうとする共用試験が、厚生労働大臣が定める基準に適合するものであること。

●厚生労働省告示

医師法第17条の2第1項に規定する大学において医学を専攻する学生が臨床実習を開始する前に修得すべき知識及び技能を具有しているかどうかを評価するために大学が共用する試験を定める省令（令和4年厚生労働省令第153号。以下「共用試験省令」という。）第2条第3項第3号に規定する厚生労働大臣が定める基準は、次のとおりとする。

一 共用試験省令第1条に規定する共用試験（以下「共用試験」という。）は、学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する大学（以下「大学」という。）において医学を専攻する学生及び防衛省設置法（昭和29年法律第164号）第16条第1項第1号の教育訓練を受けている者（以下「医学生等」という。）を対象として、各大学及び同法に規定する防衛医科大学校（以下「各大学等」という。）において、毎年度、本試験（各大学等において各年度内に初めて行われるものをいう。以下同じ。）及び本試験を受けることができなかった者又は本試験に合格しなかった者を対象とした試験が、それぞれ少なくとも一回行われるものであること。

二 共用試験は、学科試験及び実技試験によって行い、実技試験は次のいずれにも該当するものであること。

イ 全ての受験者が同一の科目を受験することとされていること。

ロ 試験の科目及びその数が適切であること。

ハ 受験者を評価する者の評価能力の向上及び評価の質の保証のための取組が実施されていること。

ニ 実技試験で行う医療面接（特定の個人の病歴その他の当該個人の心身の状態に関する情報を得るために行う面接をいう。以下同じ。）の模擬患者（医療面接において患者を演ずる者をいう。）の対応能力の向上及び対応の質の

保証のための取組が実施されていること。

- 三 共用試験の合格基準が、各大学等その他の関係者の意見を聴いて定められ、かつ、臨床実習に参加する医学生等の知識及び技能を評価するために適切なものであること。
- 四 合否の判定に対して、受験者が、異議の申立てをすることができる体制が整備されていること。
- 五 共用試験に合格した者に対し、合格証書を交付することとされていること。
- 六 障害、疾病その他の事由により受験上の配慮を要する受験者については、当該事由に応じた適切な配慮を行うこととされていること。
- 七 共用試験に関し不正行為があった場合には、当該不正行為に関係のある者について、その受験を停止させ、又はその試験を無効とすることができることとされていること。
- 八 共用試験を受験しようとする者が共用試験省令第2条第1項に規定する共用試験実施機関に納める受験手数料が適切に定められていること。

3. 厚生労働大臣が定める基準と「医学生共用試験要綱」の対応関係（別添参照）

厚生労働大臣が定める基準	医学生共用試験要綱
①第一号 (本試験、追試験・再試験について)	P 2、3
②第二号イ・ロ (OSCE の科目とその数について)	P 2
③第二号ハ (OSCE の評価者の評価能力の向上、評価の質保証について)	P 2、6 (別紙) P14～21
④第二号ニ (医療面接の模擬患者の対応能力の向上、対応の質保証について)	P 2、6 (別紙) P22～29
⑤第三号 (合格基準について)	P 4 (別紙) P 9、10
⑥第四号 (合否判定に対する異議申立てについて)	P 5 (別紙) P12、13
⑦第五号 (合格証書の交付について)	P 4 (別紙) P11
⑧第六号 (受験上の配慮について)	P 7、8
⑨第七号 (不正行為への対応について)	P 7
⑩第八号 (受験手数料について)	P 3 (別紙) P30